

(様式第6号)

八百津町告示 第37号

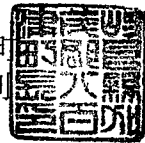
八百津農業振興地域整備計画を変更しようとするので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

なお、八百津町の区域内に住所を有する者は、当該変更後の農業振興地域整備計画の案に対して、同法第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により、次により町長に意見書を提出することができる。提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果については、当該農業振興地域整備計画を変更した旨の公告のときに、併せて公告する。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該変更後の農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは、同法第13条第4項において準用する同法第11条第3項の規定により、次により町長に異議を申し出ることができる。

令和8年6月9日

岐阜県加茂郡八百津町  
町長 金子政則



- 1 変更後の農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更案及び変更をしようとする理由を記載した書面の縦覧期間

自 令和8年6月10日  
至 令和8年6月29日

- 2 変更後の農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更案及び変更をしようとする理由を記載した書面の縦覧場所

・八百津町役場 農林課  
岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2

・八百津町ホームページ

- 3 変更後の農業振興地域整備計画の案に対する意見書の提出先等

(1) 提出先 八百津町役場 農林課  
(2) 提出方法 書面の持参又は送付による  
(3) 提出期限 令和8年6月29日  
(4) 提出に当たっての注意事項

- 4 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出等

(1) 申出先 八百津町役場 農林課  
(2) 申出方法 書面の持参又は送付による  
(3) 申出期限 令和8年7月14日  
(4) 申出に当たっての注意事項

- (注) 1 公告縦覧期間の起算日については、法律に特段の規定がないことから、民法第140条を準用する。民法第140条は、午前0時より公告を行った場合以外は初日は参入しないので、通常は、公告の翌日が起算日となる。
- 2 公告縦覧期間中の休日は、期間に算入する。
- 3 公告縦覧期間の満了日については、満了する日が、日曜日、祝日、年末年始の休日及び市町村の条例で定めている勤務を要しない日（以下「日曜日等」という。）にあたるときは、民法第142条及び地方自治法第4条の2の規定により、その翌日をもって公告縦覧期間満了の日となる。
- 4 異議の申出の期間の期限については、農業振興地域の整備に関する法律第11条第3項で、縦覧期間満了日の翌日から起算することと規定されているので、縦覧期間満了日の翌日が日曜日等であっても日曜日等の日から初日を起算する。
- 5 異議の申出期間中の休日は、期間に算入する。
- 6 異議の申出期間の満了日については、満了する日が、日曜日等にあたるときは、民法第142条及び地方自治法第4条の2の規定により、その翌日をもって期間満了の日となる。